

6 . Society5.0に向けた人材育成 について

1. Society 5.0の社会像・求められる人材像、学びの在り方

(Society 5.0に向けた人材育成に係る大臣懇談会の議論を踏まえて)

Society 5.0の社会像

A I 技術の発達 ⇒定型的業務や数値的に表現可能な業務は、A I 技術により代替が可能に
⇒産業の変化、働き方の変化

日本の課題

A I に関する研究開発に人材が不足、少子高齢化、
つながりの希薄化、自然体験の機会の減少

人間の強み

現実世界を理解し意味づけできる感性、倫理観、
板挟みや想定外と向き合い調整する力、責任をもって遂行する力

Society 5.0における学びの在り方、求められる人材像

A I 等の先端技術が教育にもたらすもの ⇒**学びの在り方の変革**へ

- (例) ・スタディ・ログ等の把握・分析による学習計画や学習コンテンツの提示
・スタディ・ログ蓄積によって精度を高めた学習支援(学習状況に応じたコンテンツ提供、学習環境マッチング等)

学校が変わる。学びが変わる。 ⇒Society5.0における学校(「学び」の時代)へ

- ・一斉一律授業の学校 →読解力など基盤的な学力を確実に習得させつつ、個人の進度や能力、関心に応じた学びの場へ
- ・同一学年集団の学習 →同一学年に加え、学習到達度や学習課題等に応じた異年齢・異学年集団での協働学習の拡大
- ・学校の教室での学習 →大学、研究機関、企業、NPO、教育文化スポーツ施設等も活用した多様な学習プログラム

共通して求められる力：文章や情報を正確に読み解き対話する力

科学的に思考・吟味し活用する力

価値を見つけ生み出す感性と力、好奇心・探求力

新たな社会を牽引する人材：技術革新や価値創造の源となる飛躍知を発見・創造する人材

技術革新と社会課題をつなげ、プラットフォームを創造する人材

様々な分野においてA I やデータの力を最大限活用し展開できる人材 等

2. Society 5.0に向けて取り組むべき政策の方向性

(新たな時代を豊かに生きる力の育成に関する省内タスクフォースにおける議論の整理)

<求められる人材像、
学びの在り方>

<現状・課題等>

<取り組むべき政策の方向性>

学びの在り方の
変革

共通して求め
られる力の育
成

新たな社会を
牽引する人材
の育成

【すべての学びの段階】

- 基盤的な学力を確実に定着させながら、他者と協働しつつ自ら考え抜く自立した学びが不十分。

【小・中学校】

- OECD/PISAでも高い到達水準。
- 他方で、家庭環境、情報環境の変化のなかで、文章や情報の意味を理解し思考する読解力に課題との指摘。
- 貧困の連鎖を断ち切り、すべての子供達にSociety5.0時代に求められる基礎的な力を確実に習得させる必要。

【高等学校】

- 普通科7割(80万人)・専門学科等3割(30万人)。
- 普通科は文系7割(50万人)といった実態があり、多くの生徒は第2学年以降、文系・理系に分かれ、特定の教科については十分に学習しない傾向。
※例えば普通科全体のうち「物理」履修者は2割(14万人)
- 学年にとらわれない多様な学び(高等教育機関や産業界等との連携)の可能性。

【高等学校卒業から社会人】

- 四年制大学は、人・社系5割(30万人)、理工系2割(12万人)、保健系1割、教育・芸術系等2割。
※諸外国は、理工系にドイツ約4割、フィンランド・韓国等約3割
- 教育におけるSTEAMやデザイン思考の必要性。
※STEAM=Science, Technology, Engineering, Art, Mathematics

I 「公正に個別最適化された学び」を実現する多様な学習の機会と場の提供

II 基礎的読解力、数学的思考力などの基盤的な学力や情報活用能力をすべての児童生徒が習得

III 文理分断からの脱却

3. Society 5.0に向けたリーディング・プロジェクト①

I. 「公正に個別最適化された学び」を実現する多様な学習の機会と場の提供

○学習の個別最適化や異年齢・異学年など多様な協働学習のためのパイロット事業の展開

※全国の小中高等学校で実施
(学校数は今後検討)

- ・ 児童生徒一人一人の能力や適性に応じて個別最適化された学びの実現に向けて、スタディ・ログ等を蓄積した学びのポートフォリオ（後述）を活用しながら、個々人の学習傾向や活動状況（スポーツ、文化、特別活動、部活動、ボランティア等を含む）、各教科・単元の特質等を踏まえた実践的な研究・開発を行う。（例：基礎的読解力、数学的思考力の確実な習得のための個別最適化された学習）
- ・ また、異年齢・異学年集団での協働学習（例：英語力に応じた異年齢・異学年の協働学習）についても、実践的な研究・開発を行う。
- ・ 「チーム学校」を進める観点からも地域の人材等と連携し、体験活動を含めた多様な学習プログラムを提供する。
- ・ 生徒・学生の学習環境がより個別最適化されるよう、アドバンスト・プレイスメント、飛び入学及び早期卒業等の活用促進を図る。また、学生の様々な学びの意欲を実現させ、学習の個別最適化を進める観点から、各大学におけるギャップイヤーや学外での幅広い学びのための休学の活用を促進する。

○スタディ・ログ等を蓄積した学びのポートフォリオの活用

- ・ EdTechを活用し、個人の学習状況等のスタディ・ログを学びのポートフォリオとして電子化・蓄積し、指導と評価の一体化を加速するとともに、児童生徒が自ら活用できるようにする。そのため、CBTの導入を含めた全国学力・学習状況調査の改善、学びの基礎診断の円滑な導入により、個々の児童生徒について、基盤的学力や情報活用能力の習得状況の継続的な把握と迅速なフィードバックを可能とし、評価改善のサイクルを確立する。

○EdTechとビッグデータを活用した教育の質の向上、学習環境の整備充実

- ・ EdTechとビッグデータの活用を推進するために必要なガイドラインの策定、データの収集、共有、活用のためのプラットフォームの構築に関する検討を行う。
- ・ デジタル教科書、デジタル教材、CBT導入等を進める観点からもICT環境の整備やICT人材の育成・登用を加速する。

Ⅱ. 基礎的読解力、数学的思考力などの基盤的な学力や情報活用能力をすべての児童生徒が習得

○新学習指導要領の確実な習得

- 語彙の理解、文章の構造的な把握、読解力、計算力や数学的な思考力など基盤的な学力の定着を重視した**新学習指導要領**の確実な習得（全国学力・学習状況調査、大学入学共通テスト、学びの基礎診断でもこれらの力を重視）。そのため、個別最適化された振り返り学習など指導方法の改善や効果的な指導を支える教材、ICT環境、EdTechの整備を加速し、学習支援を充実する。
- **スタディ・ログ等を蓄積した学びのポートフォリオ**の活用（I. 参照）により、学力の定着を促進する。

○情報活用能力の習得

- 大学入学共通テスト（2024年～）で「**情報**」を**出題科目に追加**することについて検討を開始する。
- 小中高を通じてデータ・サイエンスや統計教育を充実する。

○基盤的な学力を確実に定着させるための学校の指導体制の確立、教員免許制度の改善

- 小学校高学年における専科教員の配置など**学校の指導体制を確立**する。
- 中学校・高等学校教員採用試験に比べ小学校教員採用試験の倍率が低迷していることや、中学校・高等学校でも技術科、情報科のような特定教科の免許状を保有する教員が少ないことを踏まえ、指導体制の質・量両面にわたる充実・強化を図る観点から、**免許制度の在り方**を見直す。（例：複数の校種、教科の免許状取得を弾力化すること、経験年数や専門分野などに応じ特定教科の免許状を弾力的に取得できるようにすること）

3. Society 5.0に向けたリーディング・プロジェクト③

Ⅲ. 文理分断からの脱却

○文理両方を学ぶ高大接続改革

- 様々な学問分野において必要となる、確率・統計や基礎的なプログラミング、理科と社会科の基礎的分野を必修とする新しい学習指導要領を確実に習得させるとともに、微分方程式や線形代数・ベイズ統計、データマイニングなど、より高度の内容を学びたい生徒のための条件整備等を行い、**文理両方を学ぶ人材**を育成する。

→WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアムの創設

- AP（アドバンスド・プレースメント）も含む高度かつ多様な内容を、個人の興味・特性等に応じて履修可能とする学習プログラム/コースをWWLコンソーシアムとして創設（高校生6万人あたり1か所を目安に、各都道府県で国公立高校・高専等を拠点校として整備）
- 海外提携校等への短期・長期留学を必修化し、海外からハイレベル人材を受け入れ、留学生と一緒に英語での授業・探究活動等

- 高校における文理分断の改善、社会のニーズ及び国際トレンド等を背景に、今後多くの学生が必要とするSTEAMやデザイン思考などの教育が十分に提供できるよう、大学による教育プログラムの見直しを促進する。
：学生が共通的に学ぶ**リベラルアーツ**と学生が選択する**人社系**、**STEAM系**、保健系等の専門分野について、学部を超えて提供される構造へと変化。
- STEAM系を専攻するAIのトップ人材や専門人材を育成するとともに、文理両方を学ぶことにより必要なAIに関する素養を身に付けた人社系等を専攻する人材を育成する。また、大学のみならず高専や専門学校においてAIの専門人材を育成する。

→AI等の高度専門人材の育成

- 全学的な数理・データサイエンス教育の拡大・強化（拠点整備、標準カリキュラム等）等

→産学連携による実践的教育の実施と専門人材の育成

- 産学連携による実践的教育プログラムの開発・実施、産業界からの投資を呼び込むインセンティブ 等

○地域の良さを学びコミュニティを支える人材の育成

- 高校と、地域の自治体、高等教育機関、産業界と連携したコースで、例えば福祉や農林水産、観光などの分野が学習できるよう環境整備等を行い、**地域人材の育成を推進**する。

→地域³ 高校※（地域キュービック高校）の創設 ※地域の、地域による、地域のための高校

- 高校と地元市町村・高等教育機関・企業・医療介護施設・農林水産業等のコンソーシアムを構築し、探究的な学び等を通じ、地域に関する産業や文化等に関する特色ある科目（例：観光学）を必ず履修させるなど、生徒が「やりたいこと」を見つけられる教育機関へ転換
- コミュニティ・スクールである都道府県立高校において、市町村長又は市町村教育長等を学校運営協議会の委員とすることを努力義務化し、都道府県と市町村の連携を促進

7. WWLコンソーシアム構築支援事業、 地域との協働による高等学校教育改革事 業について

Society5.0に向けた高等学校改革パッケージ

スーパーグローバルハイスクール 506百万円 (843百万円)

◆ 国際化を進める国内の大学のほか、企業、国際機関等と連携して、グローバルな社会課題を発見・解決し、様々な国際舞台で活躍できる人材の育成に取り組む高等学校等を指定し、質の高いカリキュラムを開発・実践する。

< H31年度：67校(継続指定)>

スーパープロフェッショナル ハイスクール 97百万円 (149百万円)

◆ 社会の変化や産業の動向等に対応した高度な知識・技能を身に付け、社会の第一線で活躍できる専門的職業人を育成するため、先進的な卓越した取組を行う専門高校（専攻科を含む）を指定し、実践研究を行う。

< H31年度：20校(継続指定)>

これまでの事業成果を活用

Society5.0に向けたリーディングプロジェクト

新たな社会を牽引する人材の育成

共通して求められる力の育成

WWL (ワールド・ワイド・ラーニング) コンソーシアム構築支援事業 167百万円 (新規)

◆ 将来、イノベティブなグローバル人材を育成するため、高等学校等と国内外の大学、企業、国際機関等が共同し、高校生へより高度な学びを提供する仕組みを構築するとともに、テーマ等を通じた高校生国際会議の開催等や高等学校のアドバンス・ラーニング・ネットワークの形成により、WWL (ワールド・ワイド・ラーニング) コンソーシアムにおける拠点校を目指す。

✓指定校数：10校程度 (15百万円程度/年・校、および幹事校1校程度)

【取組例】

- ・国内外の高校生が参加する「高校生国際会議」等を開催
- ・短期・長期留学や海外研修をカリキュラムの中に体系的に位置づけ
- ・大学教育の先取り履修を単位認定する取組など高大接続による高度かつ多様な科目内容のプログラムを用意 等



地域との協働による高等学校教育改革推進事業

400百万円 (新規)

◆ 高等学校が自治体、高等教育機関、産業界等と協働してコンソーシアムを構築し、地域課題の解決等の探究的な学びを実現する取組を推進することで、地域振興の核としての高等学校の機能強化を図る。

✓指定校数：50校程度 (1校6百万～10百万程度)

● 学校・地域のニーズに応じた類型で実施 ●

<地域魅力化型> <普通科中心20校程度>

地域課題の解決等を通じた学習を各教科・科目や学校設定科目等において体系的に実施するためのカリキュラムを構築

<グローバル型> <学科共通20校程度>

グローバルな視点を持ってコミュニティーを支える地域のリーダーを育成

<プロフェッショナル型> <専門学科中心10校程度>

地域の産業界等との連携・協働による実践的な職業教育を推進し、地域に求められる人材を育成

スーパーサイエンスハイスクール ※継続 2,309百万円 (2,219百万円)

※運営費交付金中の推計額

◆ 将来のイノベーション創出を担う科学技術人材を育成するため、教育課程等の改善に関する研究開発を含めた先進的な理数系教育を実施している高等学校をSSHに指定し支援。
✓指定校数：H31年度新規指定 50校程度 (750～1200万円程度/年・校、指定期間5年)

【基礎枠 取組例】

< H30年度：204校 >

- ・学習指導要領の枠を超え、理数を重視した教育課程を編成
- ・主体的・協働的な学びを重視
- ・研究者の講義による興味関心の喚起やフィールドワーク等による自主研究の取組
- ・上記取組を高大連携や企業連携等により高度に実施

【重点枠 取組例】

※更に高度な取組には追加支援 (500～1300万円/年・校)

< H30年度：14校 >

- ・高大接続による人材育成手法の開発・実証
- ・カリキュラムや指導手法等の広域普及
- ・海外の研究機関等との連携による共同研究
- ・企業等との連携による地球規模課題の解決

高校生と地域課題のマッチングを効果的に行うためのコンソーシアムを構築



Society 5.0に向けたリーディング・プロジェクト

WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアム構築支援事業（2019年度新規）

事業概要 これまでのスーパーグローバルハイスクール（SGH）事業などの取組の実績を活用

◆ 将来、イノベティブなグローバル人材を育成するため、高等学校等と国内外の大学、企業、国際機関等が共同し、高校生へより高度な学びを提供する仕組みを構築するとともに、テーマ等を通じた高校生国際会議の開催等や高等学校のアドバンスト・ラーニング・ネットワークの形成により、WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアムにおける拠点校を目指す。

- ◆ 委託事業：委託先（都道府県市教育委員会、国立大学法人、学校法人：管理機関）
- ◆ 対象学校：国公立高等学校及び中高一貫教育校（研究開発の対象は小・中学校からも可能）
- ◆ 指定期間：原則3年（3年目の評価に応じて2年延長可）
- ◆ 指定校数：10校程度（幹事校1校程度）
- ◆ 支援金額：年間経費支援額の上限は1500万円程度／件（研究開発内容や対象生徒など規模に応じて）

Society5.0に向けた人材育成

文理分断からの脱却 文理両方を学ぶ高大接続改革

大学教育の先取り履修を単位認定する取組なども含めた高度かつ多様な科目内容を、生徒個人の興味・関心・特性に応じて、履修可能とする高校生の学習プログラム/コースを「WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアム」として創設する。高校生6万人あたり1か所を目安に、各都道府県で国公立高等学校等を拠点校として整備し、すべての高校生が選抜を経てオンライン・オフラインで参加可能とする。これにより、国内外のトップ大学等にも入学できるようなグローバル・イノベティブ人材を育成する。また、海外からのハイレベル人材を受け入れ、日本人高校生と留学生と一緒に英語での授業・探究活動等を履修することとする。

「Society 5.0に向けた人材育成 ～社会が変わる、学びが変わる～」
文部科学大臣懇談会報告書（2018年6月5日）より

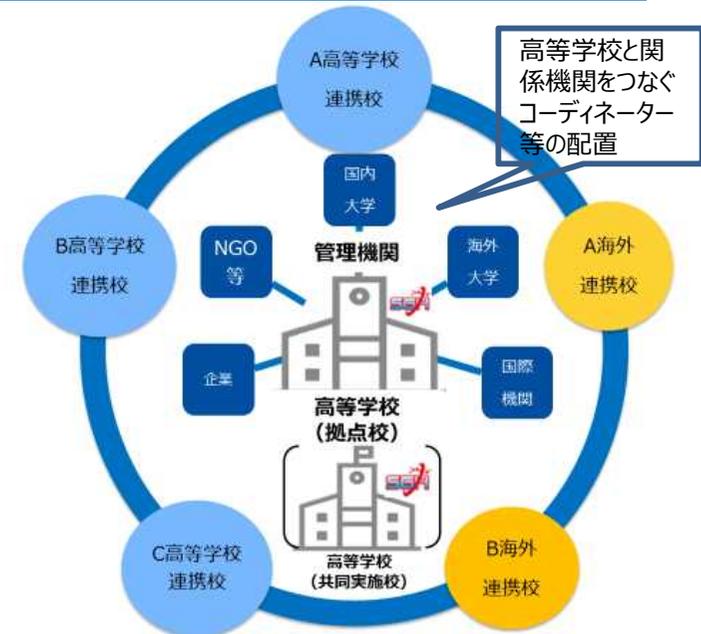
具体的な取組（例）

- ✓ グローバルな社会課題研究（SDGs、経済、政治、教育、芸術等のテーマ）のカリキュラム開発。
- ✓ 外国語や社会科等の複数の教科を融合し、テーマに関連した融合科目「グローバル探究」等の学校設定科目の設定。
- ✓ テーマに関連した国内外の高校生が参加する「高校生国際会議」等を開催。
- ✓ 短期・長期留学や海外研修をカリキュラムの中に体系的に位置づけ。
- ✓ 海外からのハイレベル人材を受け入れ、日本人高校生と留学生と一緒に授業・探究活動等を履修。
- ✓ 大学教育の先取り履修を単位認定する取組（科目等履修生制度を活用）など高大接続による高度かつ多様な科目内容のプログラムを用意。
- ✓ コミュニケーション能力を重視した外国語（複数外国語含む）の先進的な授業を実践。
- ✓ ICTの活用による海外との連携の強化。
- ✓ 国内外の高校とのネットワークの構築。
- ✓ 外国語によるテーマに関連した課題研究論文を作成。
- ✓ 教員研修、セミナー等の実施。



【世界高校生水会議2018年7月】

アドバンスト・ラーニング・ネットワークのイメージ



国際会議の開催等により、プロジェクトが効果的に機能するよう高校間のネットワークを形成

地域との協働による高等学校教育改革推進事業

(新規)

2019年度要求・要望額 400百万円



新高等学校学習指導要領を踏まえ、Society5.0を地域から分厚く支える人材の育成に向けた教育改革を推進するため、「経済財政運営と改革の基本方針2018」や「まち・ひと・しごと創生基本方針2018」に基づき、高等学校が自治体、高等教育機関、産業界等と協働してコンソーシアムを構築し、地域課題の解決等の探究的な学びを実現する取組を推進することで、地域振興の核としての高等学校の機能強化を図る。

高校生と地域課題のマッチングを効果的に行うためのコンソーシアムを構築



標準スキームを踏まえつつ、地域の実情や人材ニーズに応じた取組を展開

【プロフェッショナル型】
 〈専門学科中心10校程度〉
 地域の産業界等との連携・協働による実践的な職業教育を推進し、地域に求められる人材を育成

～特徴・取組例～

- ・地域の特産物の付加価値を高め安定的な食料生産により地域の発展を担う人材を育成
- ・ものづくりに関する専門的な技術を身に付け、地場産業を支える人材を育成 など

【地域魅力化型】
 〈普通科中心20校程度〉
 地域課題の解決等を通じた学習を各教科・科目や学校設定科目等において体系的に実施するためのカリキュラムを構築し、地域ならではの新しい価値を創造する人材を育成

～特徴・取組例～

- ・地域との連携に係る教科横断的な単位を設定
- ・衰退しつつある地域の振興方策を地域との連携により研究・実践 など

【グローバル型】
 〈学科共通20校程度〉
 グローバルな視点を持ってコミュニティーを支える地域のリーダーを育成。

～特徴・取組例～

- ・グローバルな社会課題研究のカリキュラム研究開発
- ・海外研修等カリキュラムの中に体系的に位置づけ
- ・海外からの留学生を受け入れるなど外国人生徒と一緒に授業・探究活動等を履修
- ・コミュニケーション能力を重視した外国語（複数外国語含む）の先進的な授業を実践 など

第2章 力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組

5. 重要課題への取組

(2) 投資とイノベーションの促進

② 教育の質の向上等

「第3期教育振興基本計画」や教育再生実行会議の提言に基づき、「Society 5.0」に向けた総合的な人材育成をはじめとした教育の質の向上に総合的に取り組む。

新学習指導要領を円滑に実施するとともに、地域振興の核としての高等学校の機能強化、1人1社制の在り方の検討、子供の体験活動の充実、安全・安心な学校施設の効率的な整備、セーフティプロモーションの考え方も参考にした学校安全の推進などを進める。また、在外教育施設における教育機能の強化を図る。さらに、障害、いじめ・不登校、日本語能力の不足など様々な制約を克服し、チーム学校の実現、障害者の生涯を通じた学習活動の充実を図る。

6. 地方創生の推進

(1) 地方への新しいひとの流れをつくる

地方から大都市圏への人口移動の大宗を占める大学進学や就職をする若者の動きに歯止めをかけるため、地方自治体・大学・高等学校・地元産業界等の連携を強化することで、地域人材の育成・還流を図る仕組み（地域人材エコシステム）を構築する。

Ⅲ. 各分野の施策の推進

3. 地方への新しいひとの流れをつくる

(1) キラリと光る地方大学づくり等による地域における若者の修学・就業の促進

◎地方創生に資する高等学校改革の推進

- ・高等学校は、地域人材の育成において極めて重要な役割を担うとともに、高等学校段階で地域の産業や文化等への理解を深めることは、その後の地元定着やUターン等にも資する。
- ・このため、高等学校が、地元市町村・企業等と連携しながら、高校生に地域課題の解決等を通じた探究的な学びを提供するカリキュラムの構築等を行う取組を推進するとともに、進路決定後の期間を利用したインターンシップの充実等を通じて地元の魅力に触れられる取組等を推進し、地元根ざした人材の育成を強化する。
- ・また、これらの取組を充実させるためには、高等学校と地元市町村等の地域の関係者の間で継続的に緊密な連携を行い、地域一丸となって取り組んでいくことが必要である。そのため、地域の関係者により構築するコンソーシアムの設置など、高等学校を活用した地方創生を進めるための地域の基盤構築について、事例等の紹介も行いながら推進する。

全国の先進事例①（長野県飯田市）

○飯田OIDE長姫高校（県立）と飯田市と松本大学の3者がパートナーシップ協定を締結し、高校生が地域課題を主体的に考える「地域人教育」の実施を支援。

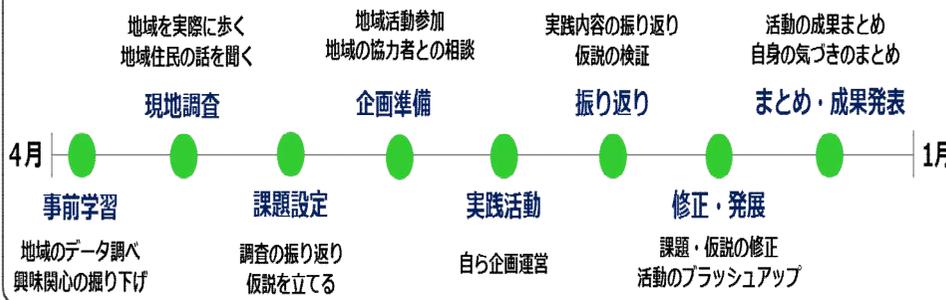
地域人教育の仕組



地域人教育のカリキュラム

学年	科目	学習内容
1 学年	【基礎】 ビジネス基礎 (3単位・105h)	* 講義・演習 外部講師による講義 フィールドスタディ（松本市、飯田市、東京都）
2 学年	【応用】 商業実務 (2単位・70h)	* 地域でのイベントの運営サポート “りんご並木まちづくりネットワーク”に参加 年間6回程度イベントの運営サポート インターンシップを連携企業で実施
3 学年	【実践】 課題研究 (3単位・105h) 金曜日4～6時間目	* 地域づくり・課題解決への取り組み 地域商品開発・販売 イベント企画、運営 地域課題の取り組み（公民館との連携）

地域人教育（3年生）の授業プロセス



学びを深める要素

- ① 素敵な生き方をしている人との出会い
- ② 一緒にやる「仲間」の存在
- ③ 必要とされる「自己有用感」
- ④ 考えを整理して伝える機会

全国の先進事例②（島根県）

学校を核とした官民協働による地方創生プロジェクト（一部に地方創生推進交付金を活用（H30～H32））

～地域の未来を変えるレバレッジポイントは誰も予想しなかった「学校」にある～

- 公教育の場へ多様なセクターの参入を積極的に促し、「人の流れの反転」「次代の担い手の輩出」「地域の持続可能性向上」を目指す
- 島根県内の意志ある市町村の散発的な取組を、県のリーダーシップのもと、大学や民間団体と協働し、県レベルでの取組として展開
- 全国の自治体等との共学共創により新たな地方創生モデルとして全国へスケールアウト

島根県海士町での「高校魅力化」による成果

人の流れの反転

次代の担い手の輩出

地域の持続可能性向上

- ◆ 廃校寸前だった隠岐島前高校が、生徒増・学級増、全国や海外からの志願者が溢れる高校へと転換
 - * 隠岐島前高校生徒数：(H20)89人→(H29)184人
 - * 1学年1クラスから2クラスへ
- ◆ 親子での教育移住や家族連れの出ターンが増加、教育分野や地域での起業に意識関心の高い有能な若者が流入
 - * 社会増減が反転：(H9～H18)▲121人→(H19～H28)+85人

地方創生として目指す将来像

東京から地方へ、世界から日本へ

未来を自分たちで創る意志ある若者

課題解決先進国 NIPPONの実現

K P I

県外・海外から県立高校への入学者数

地域課題解決に取り組む大人、高校生の割合

共学共創コミュニティへの地域・学校・行政のチームでの参加数

県レベルでの取組として展開

【市町村】地域・学校現場での先駆的な取組の実践

- ◆ **コアチームづくり**
 - ・多様な主体による縦割りを排した「魅力化チーム」の創設
 - ・学校と地域をつなぐ「魅力化コーディネーター」の配置
- ◆ **地域に開かれた学校**
 - ・「地域協議会」を結成、地域住民が学校経営に参加
 - ・「全国からの積極的生徒募集」（学校内の多様性確保）
- ◆ **共創的な学び**
 - ・生徒が地域に出て多様な大人と共に学び、課題解決や地域づくりに安心して挑戦できる環境を創出 など

【県】広域的な取組の推進、先駆的な取組の支援

- ◆ **教育環境の整備**
 - ・主幹教諭・事務スタッフの配置、遠隔授業(ICT)の環境整備
- ◆ **市町村への支援**
 - ・「地域協議会」の事業費支援、「魅力化コーディネーター」の配置支援
 - ・「全国からの積極的生徒募集」の合同説明会開催
- ◆ **市町村とのパートナーシップ**
 - ・各市町村に伴走者を配置し、共学共創のコミュニティを創出
- ◆ **民間活力の活用**
 - ・「子どもの成長指標」「社会的インパクト評価」の開発 など

教育の分野にとどまらない多様な分野と協働し、県・市町村が一体となって展開するため、地方創生推進交付金を活用

8. 教育再生実行会議での検討について

新たに検討するテーマについて：検討の方向性

方向性

1. 新たなテーマについての議論を行うほか、
2. これまでの提言（第一次～第十次提言等）のフォローアップを継続的に行う

新テーマ

【テーマ①】 技術の進展に応じた教育の革新について

【テーマ②】 新時代に対応した高等学校改革について

新たなテーマ

検討の背景

- 人口の減少、高齢化、就学・就業構造の変化、急速なグローバル化や人工知能・IoT等の技術革新等が進展する中、人生100年時代、さらにはSociety5.0という新たな時代が到来しつつある。こうした中では、激変する国際情勢、社会構造・産業構造などに対応し、多方面で活躍する人材の育成が不可欠であり、新たな時代に対応した学校教育とはどのような姿であるべきか、また、生涯にわたり求められる能力はどういったものであるかについて、検討することが必要。
- 学校教育の中でも特に高等学校においては、Society5.0の進展や地方創生の推進、高大接続の進捗等も踏まえつつ、生徒一人一人が、多様な選択肢の中で、必要な学びを能動的にできる場を実現することが求められている。これらを踏まえ、新しい時代に対応した高等学校の在り方について、検討することが必要。

検討の視点

- テクノロジーを活用しつつ、一人一人の能力・個性等に応じた公正に個別最適化された教育を提供し、また、個々人の能力・個性を評価するためには、学校教育・社会教育を通じて、生涯に渡ってどのような教育機会が提供されるべきか。
- 社会構造・産業構造の急速な変化を踏まえ、多様な選択肢の中で、生徒自らが自分自身の答えを見出すことができるような学習の場としての高等学校教育はどうあるべきか。
- このような視点から、今後我が国がとるべき教育の方向性について、教育再生実行会議において議論を行う。

フォローアップ

- 教育再生の実現には、法令改正や予算事業化をして終わりではなく、提言に基づく制度や施策が本来の狙い通り有効に機能することが重要であり、その取組状況を継続的にフォローアップすることが重要。
- 5月に取りまとめられた「これまでの提言の実施状況について（報告）」における指摘も踏まえつつ、引き続き提言の実施状況についてフォローアップを実施。

新たに検討するテーマについて：検討の枠組

テーマ全体

技術革新は教育へどのようなインパクトを与えるか。
その中で、特に、高等学校教育の将来像はどうあるべきか。

教育再生実行会議

技術革新ワーキング・グループ

技術の進展に応じた教育の革新

高校改革ワーキング・グループ

新時代に対応した高等学校改革

検討の枠組

- テクノロジーを活用した授業改善や教科書・教材の充実等の在り方
- テクノロジーの発展に対応した教師の在り方
- 大学入学共通テストにおける出題科目としての「情報I」やICTを利用した入試（CBTの導入）の在り方
- 次世代型の学校施設の整備（WiFi整備等）
- 一人一人の学習に関する情報を蓄積したe-ポートフォリオの活用など個に応じた学習の在り方
- 特別な支援を必要とする子供たちへの支援の在り方
- ICT等を活用した生涯にわたる学習機会の充実
- 社会変革を踏まえた地域における学習活動の在り方

- 普通科の在り方（アクティブ・ラーニングの推進、専門コースの導入、キャリア教育の充実）
- 専門学科の改革
- 定時制・通信制の在り方
- 教員養成・研修・免許の在り方
- チーム学校の実現
- 地域及び産業界との連携の在り方（地元企業や大学等も含めた地域との連携・協働、学校関係者評価）
- 大学等との連携による発展的学習機会の提供（大学教育の先取り履修を単位認定する取組等）
- 環境整備（指導体制、施設設備等）

検討テーマの例

提言内容については、必要に応じて中央教育審議会等での検討を経て、法令改正や施策等に反映。

9. 高校生等への修学支援について

背景説明

○家庭の経済状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることが喫緊の課題。

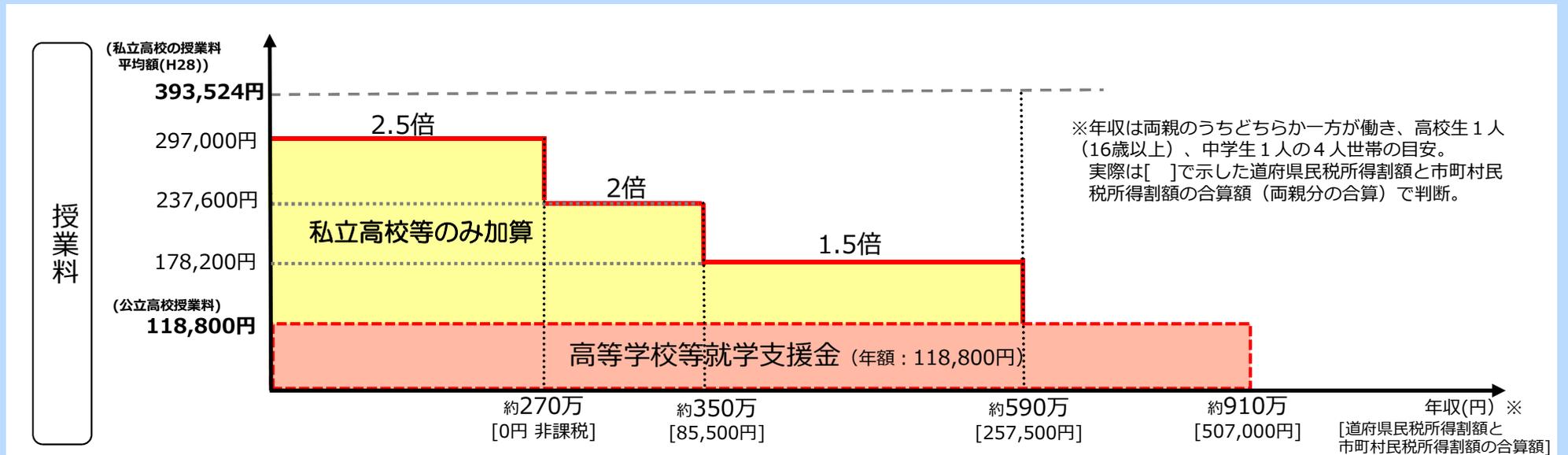


目的・目標

○高等学校等の授業料に充てるために高等学校等就学支援金を支給することで、家庭の教育費負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する。

事業内容

- ◆ 高等学校等に在籍する生徒に対して、授業料に充てるため、高等学校等就学支援金を支給（学校設置者が代理受領）。
- ◆ 対象となる学校種は、国公立の高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年生）、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程（中学校卒業者を入所資格とするもの）を置くもの、各種学校のうち告示指定を受けた外国人学校、海上技術学校。
- ◆ 年収約910万円（道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額 507,000円）未満の世帯の生徒等が対象。
- ◆ 私立高校等に通う低所得世帯の生徒については、授業料負担が大きいため、所得に応じて就学支援金を1.5～2.5倍した額を上限として支給。



成果、事業を実施して、期待される効果

家庭の経済事情にかかわらず、希望する質の高い教育を受けられる社会の実現

「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定） 抄

第2章 人づくり革命

4. 私立高等学校の授業料の実質無償化

年収590万円未満世帯を対象とした私立高等学校授業料の実質無償化（現行の高等学校等就学支援金の拡充）については、消費税使途変更による、現行制度・予算の見直しにより活用が可能となる財源をまず確保する。（具体的には、平成29年度予算ベースで、①住民税非課税世帯については、実質無償化、②年収約350万円未満の世帯（※1）については、最大35万円の支給、③年収約590万円未満（※2）の世帯については、最大25万円の支給ができる財源を確保する。）

その上で、消費税使途変更後の2020年度までに、現行制度の平年度化等に伴い確保される財源など、引き続き、政府全体として安定的な財源を確保しつつ、家庭の経済状況にかかわらず、幅広く教育を受けられるようにする観点から、年収590万円未満世帯を対象とした私立高等学校授業料の実質無償化を実現する。

※1 市町村民税所得割額が51,300円未満をいう。 ※2 市町村民税所得割額が154,500円未満をいう。

「経済財政運営と改革の基本方針2018～少子高齢化の克服による持続的な成長経路の実現～」（平成30年6月15日閣議決定） 抄

2章 力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組

1. 人づくり革命の実現と拡大

（略）

第五に、家庭の経済状況にかかわらず、幅広く教育を受けられるようにする観点から、年収590万円未満世帯を対象とした私立高等学校授業料の実質無償化を実現する。

（略）

高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）

2019年度要求・要望額
(前年度予算額)

146億円
133億円)



背景説明

○家庭の経済状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることが喫緊の課題。



目的・目標

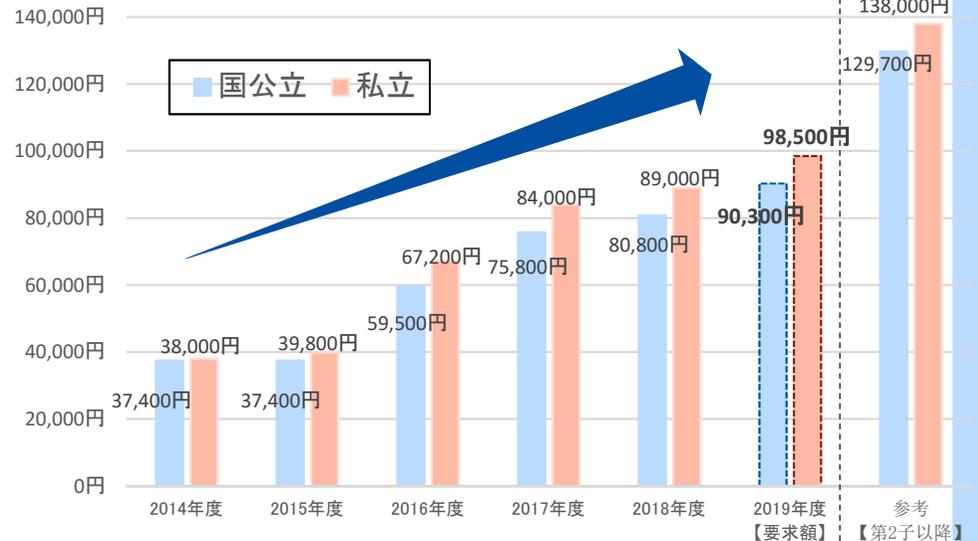
○高等学校等の授業料以外の教育費に充てるために、高校生等奨学給付金を支給することで、家庭の教育費負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する。

事業内容

- ◆ 低所得世帯（生活保護世帯・非課税世帯）の授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等奨学給付金により支援を行う。
※授業料以外の教育費とは、教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、入学学用品費、教科外活動費など
- ◆ 都道府県が行う高校生等奨学給付金事業に対して、国がその経費を一部補助する。（国庫補助率 1 / 3）
- ◆ 家庭の教育費の負担が大きい15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合は給付額を増額。
- ◆ 2019年度概算要求事項
・非課税世帯 全日制等（第1子）の給付額の増額（+9,500円）【13億円増】（学びの基礎診断受検による負担増等への対応）

世帯区分	給付額（年額）	
生活保護受給世帯 全日制等・通信制	国公立 32,300円	私立 52,600円
非課税世帯 全日制等（第1子）	国公立 80,800円 ↓(+9,500円) 90,300円	私立 89,000円 ↓(+9,500円) 98,500円
非課税世帯 全日制等（第2子以降） <small>※15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合</small>	国公立 129,700円	私立 138,000円
非課税世帯 通信制	国公立 36,500円	私立 38,100円

「第1子」の給付額の推移



成果、事業を実施して、
期待される効果

家庭の経済事情にかかわらず、希望する質の高い教育を受けられる社会の実現

10. 高等教育無償化について

「新しい経済政策パッケージ」(H29.12.8閣議決定)及び「経済財政運営と改革の基本方針2018」(H30.6.15閣議決定)において導入することとされている高等教育の負担軽減方策のポイント

1. 基本的考え方と施策の内容

【現状認識】

- ✓ 経済状況が困難な家庭の子供ほど大学等への進学率が低い。
- ✓ 最終学歴によって平均賃金に歴然とした差がある。
- ✓ 我が国の教育費は、国際的に見ても家計負担の割合が高い。
- ✓ 理想の子供数を持たない理由の1位は「子育て・教育にお金がかかりすぎること」(特に高等教育段階の費用が大きな負担と認識されている)

【施策の方向性】

貧困の連鎖を断ち切り
格差の固定化を防ぐ
少子化対策に資する



しっかりとした進路への意識や進学意欲があれば、
貧しい家庭に育っても、大学や専門学校等へ進学できるチャンスを確保

【具体的内容】

- 低所得世帯の真に必要な子供たちに限って、高等教育の無償化を実現
- **授業料減免**及び**給付型奨学金**の支援対象者・支援額を大幅拡充

【対象となる学校種】 大学、短期大学、高等専門学校、専門学校

【対象となる学生】 住民税非課税世帯 及び それに準ずる世帯の学生

【実施時期】 **2020年4月**(2019年10月に予定されている消費税率10%への引上げによる増収分の一部を財源とする。)

2. 授業料減免

■対象となる学校種: 大学、短期大学、高等専門学校、専門学校

■対象となる学生 : 住民税非課税世帯 及び それに準ずる世帯の学生

(支援対象の学生は、授業料及び入学金の減免に加えて、給付型奨学金も支給対象となる)

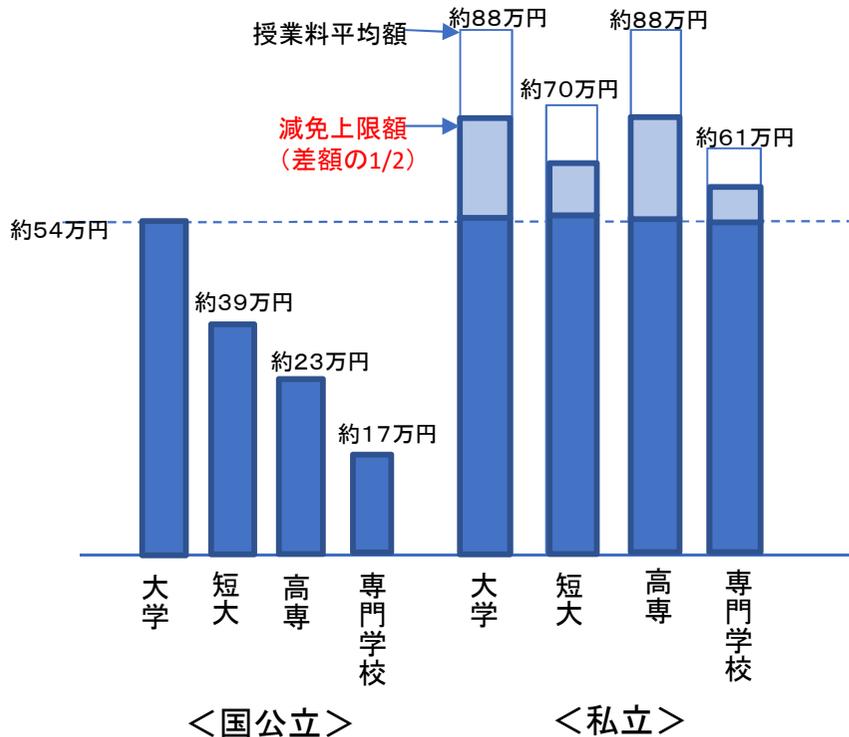
■授業料免除額の考え方

- ・国立: 授業料(省令に規定されている各学校種の授業料標準額まで)を免除
- ・公立: 国立の授業料(上記)を上限として対応
- ・私立: 国立大学の授業料に加え、各学校種の私立学校の平均授業料と国立大学の授業料の差額の2分の1を加算した額まで対応

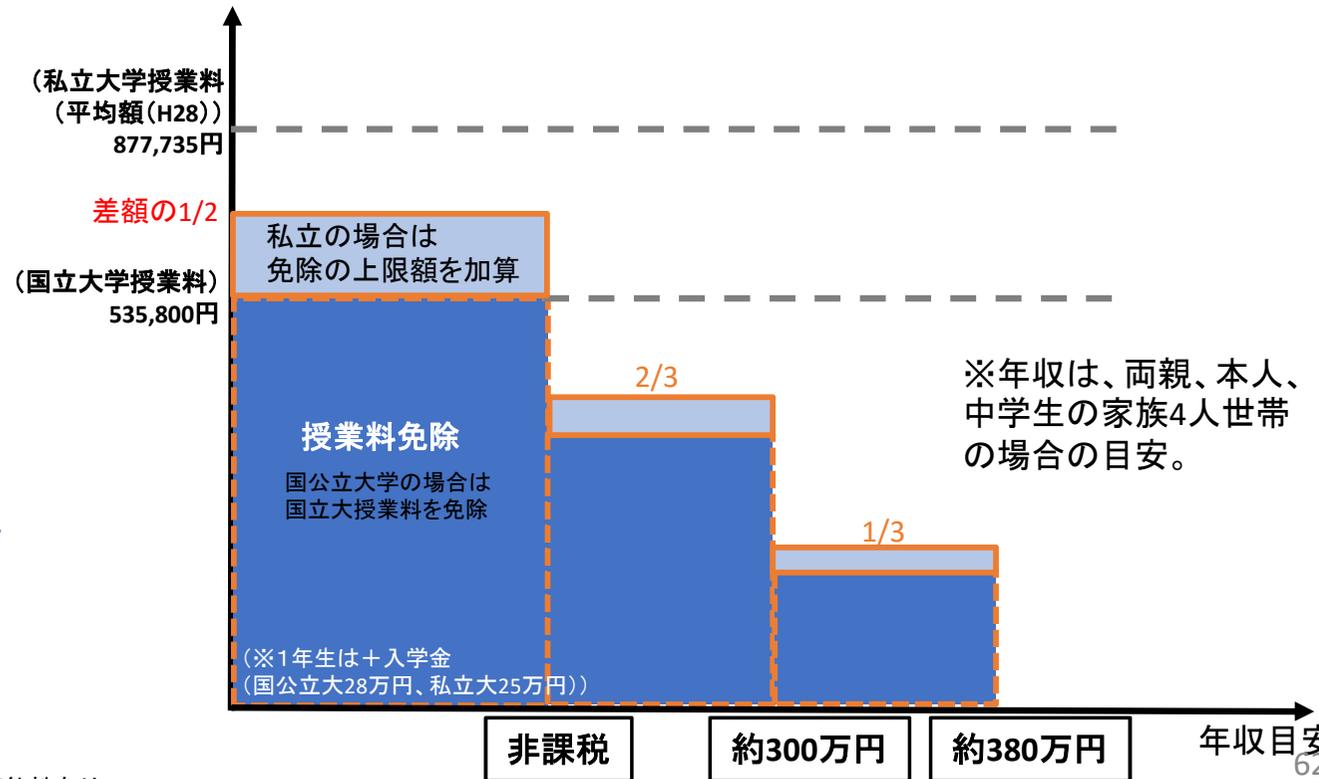
■入学金免除額の考え方

- ・国立: 入学金(省令に規定されている各学校種の入学料標準額まで)を免除
- ・公立: 国立の入学金(上記)を上限として対応
- ・私立: 私立の入学金の平均額を上限として対応

授業料免除(上限)額の考え方 (各学校種)



(大学の場合)



※国立の授業料は省令による。その他は文部科学省調べによる平均額。
特に私立の授業料平均額については、今後の調査により時点更新の可能性あり。

3. 給付型奨学金

■対象となる学校種：「2. 授業料減免」と同じ

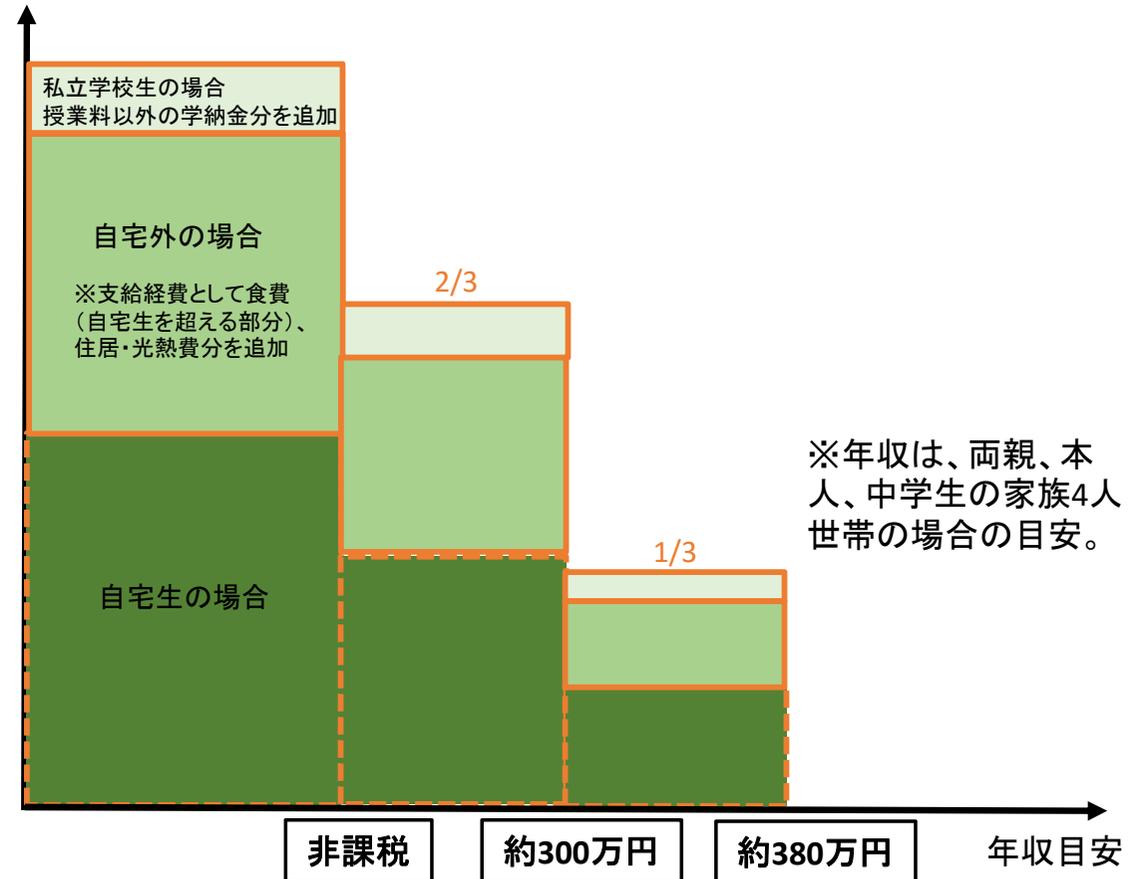
■対象となる学生：「2. 授業料減免」と同じ

(支援対象の学生は、給付型奨学金に加えて、授業料及び入学金の減免対象となる)

■給付額の考え方

- ・学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な生活費を賄えるよう措置を講じる。
- ・他の学生との公平性の観点を踏まえ、社会通念上妥当なものとする。
- ・高等専門学校については、寮生が多く学生生活費の実態に他の学校種と乖離がある(大学生の5~7割程度)ため、その実態に応じた額を措置する。

経費区分	自宅	自宅外
授業料以外の学校納付金	○ (私立学校生に限る)	
修学費 (教科書、参考図書等のために支出した経費)	○	○
課外活動費	○	○
通学費	○	○
食費	×	△ (自宅分を 超える額)
住居・光熱費	-	○
保健衛生費	○	○
娯楽・嗜好費	×	×
その他の日常費	○	○
受験料	○	○



※具体的な支給額など、詳細な制度設計を進めているところ。

4. 支援対象者の要件

- 支援措置の目的は、支援を受けた子供たちが大学等でしっかり学んだ上で、社会で自立し、活躍できるようになること。学習意欲や進学後の学習状況を見極めた上で学生に対して支援を行うことで、社会的にも理解が得られるような仕組みとすることが必要。
- 高校の成績だけで否定的な判断をせず、高校等がレポートの提出や面談により本人の学習意欲を確認。進学の意欲や目的等を確認・評価することが重要。
- 大学等への進学後は、その学習状況等について一定の要件を課し、それに満たない場合には支給しない。
具体的には、
 - ★ 毎年度の確認※において、次のいずれかに該当し、大学等が「警告」を行い、それを連続で受けた場合
 - i 1年間に修得した単位数が年間の標準的な修得単位数の6割以下の場合
 - ii GPA(平均成績)等の客観的指標が学生の所属する学部等において下位4分の1に属する場合(ただし、斟酌すべきやむを得ない事情がある場合の特例措置を検討)
 - iii 1年間の出席率が8割以下であるなど学習意欲が低いと大学等が判断した場合



5. 支援措置の対象となる大学等の要件

- 大学等での勉学が職業に結びつくことにより格差の固定化を防ぎ、支援を受けた子どもたちが大学等でしっかりと学んだ上で、社会で自立し、活躍できるようになるという、今回の支援措置の目的を踏まえ、対象を学問追究と実践的教育のバランスが取れている大学等とするため、大学等に一定の要件を求める。
- ・ 実務経験のある教員による授業科目が標準単位数(4年制大学の場合、124単位)の1割以上、配置されていること。
 - ※ 例えば、オムニバス形式で多様な企業等から講師を招いて指導を行っている、学外でのインターンシップや実習等を授業として位置付けているなど主として実践的教育から構成される授業科目を含む。
 - ※ 学問分野の特性等により満たすことができない学部等については、大学等が、やむを得ない理由や、実践的教育の充実に向けた取組を説明・公表することが必要。
- ・ 法人の「理事」に産業界等の外部人材を複数任命していること。
- ・ 授業計画(シラバス)の作成や評価の客観的指標を設定し、適正な成績管理を実施・公表していること。
- ・ 法令に則り、財務諸表等の情報や、教育活動に係る情報を開示していること。
 - ※ また、例えば、経営に問題があるとして早期の経営判断を促す経営指導の対象となっており、かつ、継続的に定員の8割を割っている大学については、対象にしないことなどを検討。

【参考】「新しい経済政策パッケージ」(内閣府HP) <http://www5.cao.go.jp/keizai1/package/package.html>

「経済財政運営と改革の基本方針2018」(骨太の方針)(内閣府HP) <http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2018/decision0615.html>

「高等教育の負担軽減の具体的方策について(報告)」(文部科学省HP) http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/086/gaiyou/1406203.htm

高等教育の負担軽減方策の実施に向けたスケジュール（案）

事項	2018年度	2019年度	2020年度
<p>給付型奨学金</p> <p>・高校3年生が高校を通じて、日本学生支援機構（JASSO）に申込</p> <p>（在生学生も対象）</p>	<p>制度設計</p> <p>（2019年通常国会 法案提出予定）</p>	<p>高校3年生の予約採用</p> <p>①採用申込</p> <p>②JASSOによる所得要件等の確認</p> <p>③採用候補者の決定</p>	<p>給付開始</p>
<p>授業料減免</p> <p>・学生が大学等に申請</p> <p>（在生学生も対象）</p>	<p>広報・周知</p>		<p>大学等進学後の手続</p> <p>①減免申請</p> <p>②大学等による所得要件等の確認（JASSOと連携）</p> <p>③授業料減免</p>
<p>機関要件の確認</p> <p>・支援措置の対象となる大学等は機関要件の確認を申請</p>	<p>制度設計</p> <p>広報・周知</p>	<p>①確認申請</p> <p>②機関要件の確認</p> <p>対象大学等の公表</p>	

（注）年度内の点線は、四半期の区分を意図しているが、あくまで現時点の想定である。

1 1 . 成人年齢引き下げについて

民法の一部を改正する法律(成年年齢関係)

法律の要点

1 成年年齢の引下げ(民法第4条)

- ① 一人で有効な契約をすることができる年齢
- ② 親権に服することがなくなる年齢

⇒ いずれも20歳から18歳に引き下げ
「成年」と規定する他の法律も18歳に変更

2 女性の婚姻開始年齢の引上げ(民法第731条)

(現行法) 男性 18歳 女性 16歳

⇒ 女性の婚姻開始年齢を18歳に引き上げ
婚姻開始年齢は男女とも18歳に統一

3 施行までの周知期間

若者のみならず、親権者等の国民全体に影響
消費者被害の防止等の観点から、周知徹底が必要

⇒ 平成34年4月1日から施行

従前の経緯

平成19年5月 国民投票法の制定

- 憲法改正国民投票の投票権年齢を18歳と定め、民法についても法制上の措置を要請

平成21年10月 法制審議会の答申

- 選挙権年齢が18歳に引き下げられるのであれば、環境整備をした上で、成年年齢も18歳に引き下げる
- 成年年齢を18歳に引き下げるのであれば、女性の婚姻開始年齢は18歳に引き上げるのが相当

平成27年6月 公職選挙法の改正

- 選挙権年齢を18歳へ引き下げ、民法についても法制上の措置を要請

平成28年7月 参議院議員通常選挙

- 国政選挙において、初めて18歳選挙権を実施

成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議

- 今後の民法の成年年齢引下げを見据え、そのための環境整備に関し、関係行政機関相互の密接な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な取組を推進するため、成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催する。
- 成年年齢引下げを見据え、対応が必要とされる個別の施策について、目標に向けた進捗状況の管理をする。
- 進捗状況を踏まえ、特に、省庁横断で検討が必要な個別の論点については、重点的に検討する。

成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議

【構成】 議長：法務大臣
副議長：内閣官房副長官補
構成員：関係府省庁の局長級

【趣旨】 成年年齢引下げを見据え、環境整備が必要な個別施策の報告、所要の措置・進捗管理を行う

報告

進捗管理

テーマの例

若年者の消費者教育・消費者保護について

【主な論点】

- 学習指導要領の徹底
 - 消費者教育教材の開発、手法の高度化
 - 実務経験者の学校教育現場での活用
 - 教員の養成・研修
 - 大学等における消費者教育の推進
 - 若年者の消費者被害の状況等の把握、これを踏まえた対応
- 等

与信審査について

【主な論点】

- 若年者に対する返済能力、支払可能見込額の調査を一層適切に行う取組を推進
- 等

若年者自立支援について

【主な論点】

- 困難を有する子供・若者への支援
 - 自立支援の充実
 - キャリア形成支援
 - 学生アルバイトの労働条件確保対策、労働法に関する教育、周知啓発
- 等

改正民法の周知活動について

【主な論点】

- 適切な周知方法の検討
 - 若年者との意見交換の実施
 - 国民への浸透度の調査、調査結果の分析、活用
- 等

成人式の時期や在り方等について

【主な論点】

- 成人式の時期や在り方等について関係者との意見交換を実施
 - 関係者の意見や各自治体の検討状況を取りまとめ、それらの情報を発信
- 等

社会への扉

高校生(若年者)向け消費者教育教材

消費者庁 社会への扉

検索

—12のクイズで学ぶ自立した消費者—



【目的】 成年年齢の引下げが議論されていることも踏まえ、高等学校段階までに、契約に関する基本的な考え方や契約に伴う責任を理解するとともに、身近な契約等を通じて、社会において消費者として主体的に判断し責任を持って行動できるような能力を育む。

P.1~2 導入

消費者が主役の社会へ

生徒用教材

P. 3~11

契約について理解しよう!

グループ学習にも活用できるワークを掲載

ワーク3 なぜ、法律では上のような取引に関してクーリング・オフ制度を定めているのだろうか。

高校生にも身近なインターネットショッピングの注意事項を具体的に掲載

お金について理解しよう!

「給料＝好きなように使えるお金」ではないことや、クレジットカードの仕組み、多重債務、将来の詐欺的投資被害を防ぐための注意について掲載。

暮らしの安全について理解しよう!

暮らしに潜む危険の例を紹介。安全に配慮した行動、再発防止のための行動がとれる消費者になることを促す。

消費生活センターについて知ろう!

消費生活センターの案内に加え、相談した後の解決までの流れについて、「高校生が消費生活センターに相談したら」という設定のマンガで紹介。

あなたの行動が社会を変える!

消費者トラブルにあった際に行動することが、消費者市民社会の実現につながることに、フローチャートを使って紹介。

生徒用教材に関わる学習指導要領の項目等を示す表

項目	内容	必修	選択	選択	選択
1. 消費者教育の重要性	消費者教育の重要性を認識し、消費者教育の必要性を理解する。	○	○	○	○
2. 契約の理解	契約の基本的な考え方や責任を理解する。	○	○	○	○
3. 金銭の理解	金銭の仕組みやクレジットカードの仕組みを理解する。	○	○	○	○
4. 安全の確保	暮らしに潜む危険の例を知り、安全に配慮した行動をとる。	○	○	○	○
5. 消費生活センターの活用	消費生活センターの案内を知り、相談した後の解決までの流れを理解する。	○	○	○	○
6. 社会への貢献	消費者トラブルに適切に対応し、消費者市民社会の実現に貢献する。	○	○	○	○

消費者教育を実践している教師、弁護士、消費生活相談員から、消費者教育の必要性についてのメッセージ

育てよう! 自立した消費者
～今、高等学校に求められる消費者教育～

- 生徒用教材各ページの解説
- 教師として知っておきたい若年者を取り巻く消費生活に関する情報
- 生徒用教材の「ワーク」「発展」、「プラスα問題」の考え方

公民科、家庭科の指導事例とワークシート例(ワークシート実物大はウェブサイト掲載)